

南部町医療健康センター照明設備賃貸借業務 仕様書

本仕様書は、南部町医療健康センター（以下「当センター」という。）が実施する「南部町医療健康センター照明設備賃貸借業務」（以下「本業務」という。）において、使用する照明設備及び施工仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1 業務名 南部町医療健康センター照明設備賃貸借業務

2 業務場所 南部町医療健康センター

〒039-0502 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山 87 番地 1、91 番地 1

注）南部町医療健康センターは、「国民健康保険南部町医療センター(病院)」と「南部町健康センター(南部町役場福祉介護課及び健康子ども課)」の総称であり、病院と役場機能が併設された建物である。

3 賃貸借物件 LED 照明設備一式

4 賃貸借期間 設置完了から 5 年間

5 設置期限 令和 8 年 3 月 27 日(金)まで

6 設置場所 別紙図面参照

7 機器仕様

本業務に伴い使用する機器類については、次の条件を満たすこと。

- (1) 直管型 LED ランプは、バイパス工事をおこなう管球交換方式とし、口金は G13 とすること。また、電源内蔵型とし、給電方式は片側給電とする。
- (2) 防滴仕様や非常灯等、特殊な用途に使用する器具については、電源外付型でも可とする。
- (3) G13 口金の直管型 LED ランプの光源は、一般社団法人日本照明工業会が制定する「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格 JLMA301」に準拠していること。
- (4) 既設の蛍光灯用照明器具に取り付けが可能であること。
- (5) 病室・各検査室・手術室等に使用する直管型 LED ランプ、コンパクト型 LED ランプは EMC 国際規格 CISPR11・15・32 適合品であること。
- (6) LED ランプの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えない製品とすること。
- (7) LED ランプの材質は、ポリカーボネート素材の製品を使用すること。
- (8) 既設照明器具の再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。

- (9) 調光照明は、ライトコントロール（調光機能）を含めた器具交換をおこなうこと。
- (10) 光源の定格寿命は、40,000 時間以上の製品とすること。
- (11) LED 製品については、別紙「数量表」に記載の照明と同等以上の仕様（照度・色温度等）とし、意匠等が著しく変わらないものであること。また、検査の結果、照度不足と判断される場合は、受注者の責において対応すること。
- (12) 設置する製品は、一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。
- (13) 設置する製品は、全て新品（製造年 2024 年以降）であること。
- (14) 使用する機器・製品は、規格・品質が信用に足るメーカーのものであり、LED 照明の製造工場は、ISO9001・ISO14001 認証を取得していること。
- (15) 設置する製品は、施設用照明器具又は公共施設用照明器具の製造、販売実績及び病床数 100 床以上の病院、国又は地方公共団体において同種の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (16) その他の詳細は、別紙「数量表」を参照すること。
- (17) 機器に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、当センターと協議の上、決定する。

8 施工仕様

本業務に伴う工事は、次の条件を満たすこと。

- (1) 設置作業に使用する雑材についても全て新品（製造年 2024 年以降）とする。
- (2) 設置前に現地調査、回路調査等を十分におこなった上で工事を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当センターへ報告し、協議すること。なお、配置図及び数量表は、施設運営上の点から現地と相違がある場合がある。
- (3) 契約締結後、速やかに施工計画書（工程表、調査結果、業務実施体制及び組織図、業務責任者、担当者一覧表及び経歴書、その他当センターが必要とする事項）を作成し、当センターと協議すること。
- (4) 工事の一部を第三者（下請等）に請負させる場合は、下請負業者届を提出すること。
- (5) 設置工事における安全管理については、当センターと綿密な打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置工事により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担において速やかに対処すること。
- (6) 本業務において発生する軽微な工事及び補修等については、契約の範囲として実施すること。
- (7) 蛍光灯照明器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、交換に係る費用は受注者の負担とする。

- (8) 蛍光灯照明器具内の安定器は残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯照明器具と誤認されることを防止するため、本業務を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、次のとおりとする。
- ①適合する LED 光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨。
 - ②LED 光源の定格電圧、定格消費電力（LED ランプ自体に記載がある場合は省略可）
 - ③蛍光灯照明器具の銘板に記載の情報は無効である旨。
 - ④賃貸借物品、工事年月、工事業者名、緊急連絡先等。
- (9) 停電工事等で病院運営上必要な機能を停止する場合は、事前に当センターと日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。また、消灯により病院運営に支障をきたさないように、移動式の照明などを用い、施工中も一定の照度は保つようにすること。
- (10) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、当センターの承諾を得ること。
- (11) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当センターの承諾を得ること。
- (12) 作業時間帯の決定に当たっては、当センターの指示に従うこと。なお、病棟エリアに関しては平日日中、その他エリアについては夕方以降から夜間または休日（土曜・日曜・祝日）を基本とするが、病院業務の特殊性を考慮し当センターと協議の上、柔軟な対応をすること。
- (13) 本業務を円滑に遂行できる施工配慮をし、病室や各検査室、手術室等、特に施工に制限が伴うエリアに対する配慮をおこなうこと。
- (14) 施工中も診療業務等で工事が中断及び延期になる場合が想定されるため、その際は臨機応変に対応すること。
- (15) 作業実施過程の管理として、業務日報または業務実施報告書（任意様式）を提出すること。
- (16) 工事中は粉塵の飛散に十分注意し、状況に応じて必要な養生を行うこと。また、作業終了後には床の清掃等、環境美化に努めること。
- (17) 撤去した既存の照明器具は、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (18) 設置工事の前後に当該照明回路の絶縁測定と照度測定を実施し、絶縁劣化等がないこと、設置前後で大きな相違がないことを書面にて報告すること。
- (19) 設置工事完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当センターが指定する日までに提出すること。
- (20) 本仕様書に記載のない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠すること。
- (21) 設置工事に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、当センターと協議の上、決定する。

9 維持管理等

- (1) 保守期間は5年間とし、期間中は製品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 不点灯その他の不具合（以下「不点灯等」という。）が発生した場合は、無償にて迅速かつ適切に製品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、不点灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当センターと協議すること。
- (3) 設置工事終了後、不点灯等の不具合が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 不具合が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。
- (5) 当センターが照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当センターの負担により製品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (6) 受注者は、前号の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当センターに提供するものとする。

10 費用負担について

- (1) 事業者が費用負担する場合
 - ①本設備の製品として不具合による故障
 - ②本設備の取付け、施工不具合による故障
 - ③火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害
- (2) 当センターが費用負担する場合
 - ①当センターでの清掃・設備保守等で当センター又は当センターの依頼による作業者の責による損害
 - ②故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害
- (3) 上記(1)及び(2)以外に起因する損害については当センターと協議によりその費用負担を決定する。
- (4) 本設備について、受注者の負担により動産総合保険に加入すること。

11 所有権帰属

賃貸借期間終了後は、無償で当センターへ所有権が帰属することとする。

12 保証期間

保証期間は、賃貸借契約開始から5年以上とする。

13 支払関係

毎月の賃貸借料は、会計上、「南部町医療センター」（病院分）と「南部町健康センター」（役場分）に分けて請求すること。